

# 中野署管内における第14次労働災害防止推進計画

～誰もが安全で健康に働くことができる職場を実現するために～

長野労働局では、1日も早く労災による死亡者を、悲しみをゼロにし、働く人一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、厚生労働省の「第14次労働災害防止計画」にも呼応しつつ、県内の実情を踏まえ、2023年度を初年度として、5年間にわたり長野労働局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「長野県における第14次労働災害防止推進計画」(注1)を策定しました。

さらに、中野労働基準監督署では、当該推進計画に基づき、管内状況を踏まえ、「中野署管内における第14次労働災害防止推進計画」を策定しました。

## 長野県における第14次労働災害防止推進計画の目標

【計画期間 2023年度から2027年度までの5か年間】

全体	産業全体	死亡者数 <b>5%以上減少</b>
		死傷者数 <b>5%以上減少</b> (注2)
重点業種	陸上貨物運送事業(注4) 建設業 製造業 林業	陸上貨物運送事業…死傷者数 <b>5%以上減少</b> 建設業…死亡者数 <b>15%以上減少</b> 製造業…動力機械によるはさまれ・巻き込まれ死 傷災害件数 <b>5%以上減少</b> 林業…死亡者数 <b>0人</b>
	小売業、社会福祉施設、 飲食店、旅館業、ビルメン テナンス業、食料品製造業	左記業種…60歳以上の転倒災害の死傷年 千人率(注3) <b>5%以上減少</b> 社会福祉施設…死傷者増加数を <b>140人以内</b>

その他	転倒	60歳以上の転倒の死傷年千人率 <b>増加に歯止め</b>
	高齢労働者	死傷年千人率 <b>増加に歯止め</b>
	外国人労働者	死傷年千人率 <b>10%以上減少</b>
	化学物質	化学物質の起因性が高い災 害件数 <b>5%以上減少</b>
	熱中症	死傷者数 <b>減少</b>



## 中野署管内における第14次労働災害防止推進計画の目標

【計画期間 2023年度から2027年度までの5か年間】

全体	産業全体	死亡災害 <b>撲滅</b>
		死傷者数 <b>5%以上減少</b>
重点業種	陸上貨物運送事業 建設業 製造業 林業 索道業(スキー場)	陸上貨物運送事業…死傷者数 <b>10%以上減少</b> 建設業…死亡者数 <b>毎年0人</b> 製造業…動力機械によるはさまれ・巻き込まれ死 傷災害件数 <b>10%以上減少</b> 林業…死亡者数 <b>毎年0人</b> 索道業…死亡者数 <b>毎年0人</b>
	食料品製造業 (きのこ製造業含む)	死傷者数 <b>10%以上減少</b>
	その他の事業(小売業、 社会福祉施設、飲食 店、旅館業等)	左記業種…60歳以上の転倒災害の死傷年 千人率 <b>5%以上減少</b> 社会福祉施設…死傷者数 <b>増加に歯止め</b>



その他	転倒	死傷者数 <b>増加に歯止め</b>
	冬季労働災害	死傷者数 <b>5%以上減少</b>
	高齢労働者	死傷年千人率 <b>増加に歯止め</b>
	外国人労働者	死傷年千人率 <b>10%以上減少</b>
	化学物質	化学物質災害件数 <b>5%以上減少</b>
	熱中症	死傷者数 <b>減少</b>

# 計 画 の 重 点 事 項

推進計画の目標を達成するため、以下 1～7 を重点として取り組みます

## 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- (1)安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境の整備
- (2)災害情報の分析機能の強化や分析結果の効果的な周知
- (3)労働安全衛生におけるDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

## 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- (1)STOP! 転倒災害プロジェクトの展開
- (2)冬季特有の労働災害防止対策の推進
- (3)非正規雇用労働者を含む全ての労働者について、2024年4月施行の改正労働安全衛生規則に対応した雇入時や作業内容変更時の事業者による安全衛生教育を徹底
- (4)介護作業等のノーリフトケア導入推進

## 3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- (1)高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)に基づく対策の推進

## 4 多様な働き方等に対応した労働災害防止対策の推進

- (1)テレワークガイドラインや副業・兼業ガイドラインに基づく取組を推進
- (2)外国人労働者に対し母国語マニュアル等による安全衛生教育や健康管理を推進
- (3)労働者ではない働く者について法令に基づく安全衛生対策を徹底
- (4)障がい者の障害の種類や程度に応じた安全衛生対策を推進

## 5 業種別の労働災害防止対策の推進

- (1)陸上貨物運送事業・・・墜落・転落を重点とし、荷役作業時の5大災害防止をはじめ「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を推進
- (2)建設業・・・労使による基本的な安全措置の徹底、リスクアセスメントに基づく取組の推進
- (3)製造業・・・労使による動力機械の災害防止3原則の徹底、リスクアセスメントに基づく取組の推進
- (4)林業・・・長野局伐木作業チェックリスト等活用し、伐木等作業の安全ガイドラインの措置を推進
- (5)索道業(スキー場)・・・積雪に係る転倒災害防止措置、スノーモービル等の雪上車に係る災害防止措置の推進
- (6)食料品製造業(きのご製造業含む)・・・基本的な安全措置の推進、機械災害防止3原則の徹底、フォークリフト災害防止措置の推進、安全衛生教育の徹底
- (7)その他の事業(小売業、社会福祉施設、飲食店、旅館業等)・・・屋根等からの墜落災害防止措置、フォークリフト災害防止措置の推進

## 6 労働者の健康確保対策の推進

- (1)メンタルヘルス対策(注5)(小規模事業場を含むメンタルヘルス対策の一層の推進)
- (2)過重労働対策(健康診断後の医師からの意見聴取実施の徹底、年次有給休暇の取得促進や勤務間インターバル制度導入など労働時間等設定改善)
- (3)産業保健活動の推進(THP指針、治療と仕事の両立支援を含む、長野産業保健総合支援センターの活用促進)

## 7 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- (1)化学物質対策(リスクアセスメントに基づく措置)
- (2)石綿、粉じん対策(石綿事前調査の適切な実施を徹底するため、店社や現場への立入強化、第10次粉じん障害防止対策の推進として呼吸用保護具の使用の徹底や適正な使用の推進等)
- (3)熱中症、騒音対策(熱中症による死亡者の撲滅、騒音障害防止のためのガイドラインに基づく措置の推進)
- (4)電離放射線対策(改正電離則に基づく医療従事者の被ばく線量管理等)

(注1)「労働災害防止計画」は、労働安全衛生法第6条に基づき、厚生労働大臣が策定。長野労働局では、これを踏まえ当該計画を策定。  
(注2)死傷者数は、死亡された方と休業4日以上となられた方の合計です。  
(注3)死傷年千人率は、1000人当たりの死傷者数です。  
(注4)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業が該当します。

(注5)メンタルヘルス対策の実施・・・以下8項目中4項目以上取り組むことを要件としています。

衛生委員会等での調査審議	管理監督者への教育研修の実施
心の健康づくり計画の策定	労働者からの相談体制の整備
事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任	職場復帰支援体制の整備
労働者への教育研修の実施	ストレスチェックの実施

本件に関しましては、中野労働基準監督署 監督・安衛課 安全衛生係(0269-22-2105)までお問い合わせください。

